

364 都下各大学聯合懸賞討論会

〔『法学新報』第24卷4(274)号 大正3年4月1日〕

○都下各大学聯合懸賞討論会 中央大学法学会主催に係る同会は三月二十二日午後一時半より校内大講堂に於て開会せられたり論題は「甲者金品盜取の目的を以て乙家に忍入り若干の金品を盜取したるも予期の如き獲物なかりし為め家人を呼びし之に暴行を加へて若干の金品を盜取し其目的を達したり甲者の処分如何」にして司会者大場博士の出題に係る論戦は早大——土井与一君に依りて開始せられたり同君は条理整然たる議論を以て併合罪説を主張し次て明大——谷原公君連続犯説を主張し併合罪説を駁撃し聽衆を傾聴せしめたり次て本学——三宮亦男君併合罪説を取りて苦戦し法政——白浜貫徹君牽連犯説を主張して聽衆を一驚せしむる次て本学——浅野松次郎君牽連犯説を駁して熱心に併合罪説を主張す討論長きに亘る為め司会者は聽衆の疲

労を慮り休会を宣言せらる午後四時再開法政——小谷滄治君併合罪説を主張し明大——古屋判治君之に賛成す次きて早大——安東吉郎君一罪論を主張して場内を動搖せしむ次て本学——福田市太郎君得意の広長舌を弄して連続犯説の為め大に氣燄を吐きしか最後に本学——脇田安平君併合罪説を採りて巧に連続犯説を駁撃す論戦終りて後司会者大場博士は左の如く周到に各説を講評し併せて自説を発表せらる次て佐藤幹事は優等者に賞品を授与し点灯後散会したり尚ほ当日博士は本会に対し特に新著陪審制度論數部を寄贈せらる茲に録して謝意を表す

『本問に関しては詳細なる意見を発表する積なりしも時刻を剩さざる為め委曲の説明を為すを得ざるは遺憾とする所なり諸君の討論に対する講評亦然り本日の討論は通して愚論なく脱線なく成績良好なりしは私かに満足する所なり本問の断案としては併合罪説、一罪説、連続犯説等種種あるべきも討論に尚ふべきは結論に非すして議論の構成に在り論斷的確にして明快なるに在り此見地よりして結論の如何に拘らず受賞の順序を定めたり而して本日の討論中諸君が将来法学の研究上留意を要すと信する点を指摘すべし——併合罪説、早大、土井与一君——君か刑法の解釈には法文を基礎とせざるへからざることを主張せるはれ注意すべき所なり何となれば刑法は尤も厳格に解釈すべきものなれはなり此点民法商法等と異なる所にして刑法には解釈の自由なるもの存在せず隨て刑法に於ては自由法説を容るる余地なきものと云ふへし——連続犯説、明大、谷原公君——君の議論中出色の点は法規の解釈

上常識を重んせざるへからざることを主張せることはなり法理上に於ける常識なる語は詫味すべき語と思量す唯り刑法のみならず総ての法律を解釈する場合一応法規は道理に合したものとして解釈せざるへからず此点を閑却して動もすれば立法の不備を主張し矛盾を論する如きは吾人の採らざる所なり——併合罪説、本学、浅野松次郎君——君か此論壇は刑法の運用を為すものに非すして学理上の議論を闡す所なりと説破せるは可なり唯君か一種の権衡論を主張せるは非なり何となれば権衡論は事実問題を眼中に措くより生ずるものにして常に学理上の論断をして不徹底ならしむ学理の研究として尚ふべきは一に論理に在り権衡論は之を第二位以下に置かざるへからず——一罪説、早大、安東吉郎君——審理者としては君の議論に対し多少遺憾なき能はす然れども本問の如き場合に行行為の断絶なし故に時の関係よりすれば別個の行為にあらずして同時の行為なりと説破せるは注目に値す吾人は同一機会を利用して為す行為は總て同時の行為なりと解す茲に窃盜を為す者ありとせよ筆筒を開け衣類を盗む序を以て筆筒の上に在る時計を盗み眼鏡を盗む如き数個の窃取行為ありと雖も行為は別箇にあらずして一箇なり本問の行為には継続あるも断絶なし故に連続犯の觀念を容るべき行為の断続なるもの存せず——併合罪説、明大、古屋判治君——君か犯罪は目的を用件とせずと主張せるは相當なる注意と云ふへし併し乍ら窃盜犯と強盜犯との法益が相違せりとの見解は非なり強盜犯の場合に於ては暴行脅迫か財物奪取の手段となれるのみ窃盜罪

と強盜罪と各別の法益が存するものにはあらず——連續犯、本学、福田市太郎君——君か事實上の行為と刑法上の行為とを區別して議論を構成せるは推奨に値す行為とは何ぞ曰く意思の發動なり意思活動と云ふも活動は發動の誤訳なり意思發動は意思の実行なり換言すれば故意を確認せしむるに在り凡そ人は箇箇の意思に因て動く故に事實上の觀念を以てすれば各箇の挙動にして行為にあらざるものなし併し乍ら刑法上の行為即同一の罪名に触ると云ふ場合の行為と云ひ一箇の行為にして数箇の罪名に触ると云ふ場合の行為は事實上の行為にあらすして刑法上の行為即ち犯罪行為なり本問の場合に於ても犯人の行為としては戸を開く行為あり屋内に侵入する行為あり金品を窃取する行為あり即ち單に窃盜のみにても幾多の行為があるも刑法は之を総括して判断す即ち一箇の犯罪行為なり然らば一箇の犯罪行為は那辺にまで及ぶべきか曰く自然狀態には数箇の行為なるも刑法上に於ては一箇の犯罪行為なることあり三箇の殴打を為すも刑法上は三箇にあらずして一箇の犯罪行為とみる人を殴打して同時に馬鹿と云ふは通常起る所にして自然狀態としては一箇の行為あるのみ然れども刑法上は一箇の犯罪行為にあらずして数箇の犯罪行為なり故に事實上の箇の行為と刑法上の箇の行為とは異なる是れ自然行為と刑法上の犯罪行為とか觀念を異にする点なり此点に付き議論ありと云ふは用語の争ならん大なる反対なるへしと信す君か本問を論するに當り此事実上の行為と刑法上の犯罪行為との区別を明にせるは多とする所なり然れども君か刑罰の量

定か倫理上の価値と一致すへきを主張して一種の權衡論を為せるは採らす何となれば權衡論の賛すへからざるは前述せるか如くなればなり——併合罪説、法政、小谷滝治君——君か刑法第五四条には一箇の行為にして重きに触るる場合を認めたるに第五五条には此明文なし此点よりして強窃盜を通して連續犯を認むることを非難せるは可し——併合罪説、本学、脇田安平君——君か此論壇に於ては純法理的の見地より議論を為すへし徒に政策若くは權衡上より學理を曲解するは断して許すへからずと為し反対論を駁したるは傾聴に値する所なり

然らば自己の抱懐する所の見解如何以上諸君の討論に加へたる批評に因りて略明かなるへし唯順序として一言愚見を述べんとす抑本問の場合に於て連續犯を認むへしとせば二箇の行為にして而も同一罪名に触れるへからず併し強盜と窃盜とか同一罪名なりとせば本問は二罪にあらずして一罪なりとの結論に達すへし此点よりして本問には連續犯なる見解を容るへくもあらず又仮に一步を譲りて二箇の行為と見るも故意を異にするを如何せん窃盜は他人の占有中に在る財物を不法に領得する意思なるも強盜には暴行脅迫を用ひて他人の財物を奪取するの意思なかるへからず連續犯に関し大審院の判例は屢動搖せりと雖も連續犯の故意が同一の故意ならざるへからずと云ふ点に於ては一致せり然らば同一の故意とは何ぞ故意の同一とは同一なる犯罪事実を認識するに在り故に此点よりも本問の故意は二箇にして同一なりとは主張するを得ず

次に窃盜と強盜とは所謂刑法上の同一罪名なりや否や諸君の尤も議論を闘はせる点なり余は同一罪名とは同一犯罪事實を構成要件とする犯罪なりと解す故に犯罪者の身分又は特別なる関係に依り刑を加重すべき場合の如き同一罪たるを妨げず即ち再犯なるか故に刑を加重する如き同しく殺人なるも尊属親の殺害なる為め重刑を科するか如し其人に存する個人的資格の如きは犯罪構成の事実を同うするの妨げとならざるが故に罪名は同一なり之に反し法律の要件とする構成事実を異にするときは別箇の犯罪となる故に窃盜と強盜とは同一罪にあらずして別箇の犯罪なり此点に關しては反対論あるへしと雖も吾人は斯く断定するの至当なるを信す以上の見解に依り吾人は本問の場合連續犯は成立せずと為すものなり隨て吾人が併合罪説を主張するの径路亦瞭かなるへし唯夫れ一罪と數罪の區別は由來刑法上の難問にして学説亦区々に岐る吾人は此機会を利用し諸君か更に深邃の研究を企てられんことを切望して〔已〕

(已)して〔已〕ます」(委員報)

当日の受賞者氏名左の如し

同	一等賞	併合罪説	中央	脇田 安平君
	二等賞	連續犯説	同	福田市太郎君
	三等賞	併合罪説	早稲田	土井 与一君
	四等賞	連續犯説	明治	谷原 公君
同	同	併合罪説	法政	小谷 滉治君
中央				浅野松次郎君